

令和５年度事務事業評価及び特定分野評価について

1 目 的

「愛川町行政評価制度実施要領」（以下、「実施要領」という。）に定めるとおり、行政へのPDCAサイクルの導入、町民へ説明責任を果たすこと、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すため、事務事業評価及び特定分野評価を実施しました。

2 評価対象事業 １０件（事務事業５、特定分野[補助金]５）

3 経 過

(1) 自己評価 令和５年５月３０日～令和５年６月１５日

事業等を所管する所属の長が、事務事業評価シートにおいて成果やコストに関するデータを入力することで判定される評価に基づき、改善等の方向性を決定しました。

【現状維持：４／拡充：２／改善：２／縮小：１／再構築：０／廃止：１】

(2) １次評価 令和５年８月２１日

副町長及び各部長等で構成する庁内行政評価委員会が、自己評価の結果について妥当性をチェックするほか、政策的な整合性等について判断した上で、改善等の方向性を検討し評価を実施しました。

【現状維持：２／拡充：０／改善：６／縮小：０／再構築：１／廃止：１】

(3) ２次評価（外部評価） 令和５年１０月３日 実施件数 ３件

行政改革推進委員会において、町民や学識経験者などの外部からの視点により１次評価の結果の妥当性について評価を実施しました。

【現状維持：０／拡充：０／改善：２／縮小：０／再構築：０／廃止：１】

(4) 建議書の提出 令和６年１月

行政改革推進委員会から、２次評価結果等を取りまとめた建議書が提出されました。

4 町の最終方針の決定

行政改革推進本部において、２次評価（２次評価を実施しなかった場合は１次評価）の結果を受け、町としての対応の最終方針を決定しました。

○ 町の最終方針 別紙一覧表のとおり

5 評価結果の活用

決定された町の最終方針については、計画的に取り組むものとします。